

附属書一（第二章関係） 第二・四条の規定に関する表

第一編 一般的注釈

1 第二・四条の規定の適用に当たっては、次編第二節及び第三編第二節の各締約国の表の2欄に掲げる品目について、それぞれの表の4欄に掲げる次の区分及びそれぞれの表の5欄の注釈に定める条件を適用する。

(a) 表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、完全に撤廃し、当該原産品は、この協定の効力発生の日に無税とする。

(b) 表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(c) 表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(d) 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日か

- ら行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (e) 表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (f) 表の4欄に「B10*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、十一年目の初日に、基準税率から無税までの引下げにより撤廃する。
- (g) 表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (h) 表の4欄に「B20」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの二十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (i) 表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従って削減する。
- (j) 表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従う。

- (k) 表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品は、(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外され、当該原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従って交渉する。
- (1) 表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、(a)から(k)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- 2 この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、この附属書に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。
- 3 この附属書における記載は、二十二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。
- 4 この附属書の適用上、「基準税率」とは、各締約国の表の3欄に定める税率であって、関税の撤廃又は引下げの開始点となるものをいう。
- 5 関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。
- (a) 一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b) その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。

6 この附属書の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

第二編

第一節 日本国の表についての注釈

1 次の(1)から(16)までに規定する条件は、次節の表の5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類される原産品について適用する。

(1) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる一キログラムにつき十三円二十銭から一キログラムにつき十一円八十八銭までの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(2) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる一キログラムにつき八円五十銭から一キログラムにつき三円七十八銭までの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(3) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十九・八パーセントから二十五パーセン

トまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(4) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる一キログラムにつき二十四円から一キログラムにつき十二円までの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(5) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十八パーセントから十パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(6) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十四パーセントから十五パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(7) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十三・八パーセントから十九パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(8) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十一・三パーセントから十七パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(9) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき一メートル・トンとする。

- (ii) 枠内税率は、無税とする。
 - (iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
 - (b) 表の5欄に「(9)」を掲げた品目に分類される原産品については、この附属書に基づく関税上の特惠待遇を受けるために品目証明書を付するものとする。
 - (c) 両締約国は、第二・四条2の規定に従い、五年目において、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉するものとし、表の5欄に「(9)」を掲げた品目に分類される原産品の輸入量が一メートル・トンを超えた年の翌年において、その後の合計割当数量について交渉する。
 - (d) 表の5欄に「(9)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、前編1(a)から(k)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (10) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (i) 合計割当数量は、各年につき一メートル・トンとする。
 - (ii) 枠内税率は、無税とする。

- (iii) (i) 及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
 - (b) 両締約国は、第二・四条2の規定に従い、五年目において、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉するものとし、表の5欄に「(10)」を掲げた品目に分類される原産品の輸入量が一メートル・トンを超えた年の翌年において、その後の合計割当数量について交渉する。
 - (c) 表の5欄に「(10)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、前編1(a)から(k)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (11) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
 - (A) 一年目については、一メートル・トン
 - (B) 二年目については、一・一メートル・トン
 - (C) 三年目については、一・二メートル・トン
 - (D) 四年目については、一・三メートル・トン

- (E) 五年目については、一・四メートル・トン
 - (F) 六年目及びそれ以降の各年については、一・五メートル・トン
 - (ii) 枠内税率は、十二・八パーセントとする。
 - (iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
 - (b) 両締約国は、第二・四条2の規定に従い、五年目において、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。
 - (c) 表の5欄に「(11)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、前編1(a)から(k)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (12) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
 - (A) 一年目については、六十メートル・トン
 - (B) 二年目については、八十八メートル・トン

- (C) 三年目については、百十六メートル・トン
 - (D) 四年目については、百四十四メートル・トン
 - (E) 五年目については、百七十二メートル・トン
 - (F) 六年目及びそれ以降の各年については、二百メートル・トン
- (ii) 枠内税率は、次のとおりとする。
- (A) 表の2欄に一個の星印(*)を付した品目に分類される原産品については、十七パーセントとする。
 - (B) 表の2欄に二個の星印(**)を付した品目に分類される原産品については、二十パーセントとする。
 - (C) 表の2欄に三個の星印(***)を付した品目に分類される原産品については、八パーセントとする。
 - (D) 表の2欄に四個の星印(****)を付した品目に分類される原産品については、三十六パーセントとする。

(E) 表の2欄に五個の星印（*****）を付した品目に分類される原産品については、四十パーセントとする。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(b) 両締約国は、第二・四条2の規定に従い、五年目又は日本国政府がモンゴル国政府による申請を受け、偶蹄類^{てい}の肉及び肉製品の加熱処理を行うモンゴル国の施設を日本国への輸出のための当該加熱処理を行う資格を有するものとして現地検査を含む必要な手続により指定した年のいずれか早い年において、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

(c) 表の5欄に「(12)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、前編1(a)から(k)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(13) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき一メートル・トンとする。

(ii) 枠内税率は、無税とする。

- (iii) (i) 及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
- (b) 表の5欄に「(13)」を掲げた品目に分類される原産品については、この附属書に基づく関税上の特惠待遇を受けるために品目証明書を付するものとする。
- (c) 両締約国は、第二・四条2の規定に従い、五年目において、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉するものとし、表の5欄に「(13)」を掲げた品目に分類される原産品の輸入量が一メートル・トンを超えた年の翌年において、その後の合計割当数量について交渉する。
- (d) 表の5欄に「(13)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のもは、前編1(a)から(k)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (14) 両締約国は、第二・四条2の規定に従い、五年目において、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。
- (15) 両締約国は、第二・四条2の規定に従い、五年目又はモンゴル国若しくはその一部が国際獣疫事務局により口蹄疫（いび）の清浄国若しくは清浄地域として公に認定された後に日本国政府が行う危険性の評価に基づ

づいて両締約国がモンゴル国からの偶蹄類^{てい}の肉及び肉製品の輸入が疾病をもたらすおそれがないと合意した年のいずれか早い年において、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

(16) 表の5欄に「(16)」を掲げた品目に分類される原産品については、この附属書に基づく関税上の特惠待遇を受けるために品目証明書を付するものとする。

2 前編2の規定は、統一システムの第〇七〇三・一〇号、第七四〇三・一一号、第七四〇三・一二号、第七四〇三・一三号、第七四〇三・一九号、第七八〇一・一〇号、第七九〇一・一一号及び第七九〇一・一二号に分類される原産品について課される関税であつて、次節の表の3欄に定める特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

3 関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、この節に規定する一年目の合計割当数量は、一年目の残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この3の規定の適用上、この節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

4 この節の規定に基づく関税割当ての実施及び品目証明書の運用に当たっては、手続規則において詳細な

規則を定めるものとする。

第二節 日本国の表

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
第一類 ○一・〇一 ○一〇一・二二	<p>動物（生きているものに限る。） 馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。） 馬</p> <p>純粋種の繁殖用のもの</p> <p>サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）</p> <p>その他のもの</p>		X A A	

○一〇一・二九	その他のもの	
	軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	
	その他のもの	
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	
	その他のもの	
○一〇一・三〇	ろ馬	
○一〇一・九〇	その他のもの	
○一・〇二	牛（生きているものに限る。）	
	家畜のもの	
○一〇二・二一	純粋種の繁殖用のもの	
○一〇二・二九	その他のもの	
	水牛	
○一〇二・三一	純粋種の繁殖用のもの	
○一〇二・三九	その他のもの	
○一〇二・九〇	その他のもの	
	純粋種の繁殖用のもの	
	その他のもの	
○一・〇三	豚（生きているものに限る。）	
○一〇三・一〇	純粋種の繁殖用のもの	
		A
		X A
		A A
		X A
		A A X A
		A

<p>○一〇三・九一 ○一〇三・九二 ○一・〇四 ○一・〇五 ○一・〇六</p>	<p>その他のもの 一頭の重量が五〇キログラム未満のもの 一頭の重量が五〇キログラム以上のもの 羊及びやぎ（生きているものに限る。） 家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。） その他の動物（生きているものに限る。）</p>	<p>A A A X X</p>
<p>第二類 ○二・〇一 ○二・〇二 ○二〇二・一〇 ○二〇二・二〇 ○二〇二・三〇 ○二・〇三 ○二〇三・一一</p>	<p>肉及び食用のくず肉 牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） 牛の肉（冷凍したものに限る。） 枝肉及び半丸枝肉 その他の骨付き肉 骨付きでない肉 豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） 生鮮のもの及び冷蔵したもの 枝肉及び半丸枝肉 いのししのもの その他のもの 骨付きのもの肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）</p>	<p>X A R R X X</p>
<p>(15) (15)</p>		

○二〇三・一九	いのししのもの その他のもの その他のもの	X A
○二〇三・二一	冷凍したもの 枝肉及び半丸枝肉 いのししのもの その他のもの	X A
○二〇三・二二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） いのししのもの その他のもの	X A
○二〇三・二九	その他のもの いのししのもの その他のもの	X A
○二・〇四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A A
○二〇五・〇〇	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A
○二・〇六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
○二〇六・一〇	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X

○二〇六・二一	牛のもの（冷凍したものに限る。）	
○二〇六・二二	舌	
○二〇六・二九	肝臓	
○二〇六・三〇	その他のもの	
	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
	いのししのもの	
	その他のもの	
○二〇六・四一	豚のもの（冷凍したものに限る。）	
	肝臓	
	いのししのもの	
	その他のもの	
○二〇六・四九	その他のもの	
	いのししのもの	
	その他のもの	
○二〇六・八〇	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
○二〇六・九〇	その他のもの（冷凍したものに限る。）	
○二・〇七	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
	鶏（ガルス・ドメスティクス）のもの	
○二〇七・一一	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
		X
		A A X A X A X A X X X

〇二一〇・九九	<p>その他のもの 豚のもの 牛のもの その他のもの</p>	四・二%	B R X 10
<p>第三類 〇三〇一 〇三〇一・一一 〇三〇一・一九</p>	<p>魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 魚（生きているものに限る。） 観賞用の魚 淡水魚 こい（キュプリヌス属のもの）及び金魚（カラシウス・アウラトウス） その他のもの その他のもの その他の魚（生きているものに限る。） ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラ ルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコ ルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル） 養魚用の稚魚 その他のもの うなぎ（アングイルラ属のもの） 養魚用の稚魚</p>	三・五%	A A B 10 10
〇三〇一・九二		三・五%	A B A 10
(15)			

〇三〇一・九三	<p>その他のもの</p> <p>こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの）</p> <p>養魚用の稚魚</p> <p>その他のもの</p>	X
〇三〇一・九四	<p>くろまぐろ（トウヌス・テイヌス及びトウヌス・オリエンタリス）</p> <p>養魚用の稚魚</p> <p>その他のもの</p>	<p>三・五%</p> <p>B 7</p>
〇三〇一・九五	<p>みなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）</p> <p>養魚用の稚魚</p> <p>その他のもの</p>	X A
〇三〇一・九九	<p>その他のもの</p> <p>養魚用の稚魚</p> <p>その他のもの</p> <p>にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルデイノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）</p>	X A

〇三・〇二	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	三・五%	B	10
〇三〇二・一一	さけ科のもの（肝臓、卵及びしらを除く。）			
〇三〇二・一三	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）		X	
〇三〇二・一四	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）		X	
〇三〇二・一九	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）		X	
〇三〇二・二二	その他のもの			
〇三〇二・二三	ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。）	三・五%	B	10
〇三〇二・二四	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	三・五%	B	10
	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	三・五%	B	10
	ソール（ソレア属のもの）	三・五%	B	10
	ターボット（プセタ・マクシマ）	三・五%	B	10

○三〇二・七一	ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロテイクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）（肝臓、卵及びしらを除く。）	
○三〇二・七二	ティラピア（オレオクロミス属のもの）	三・五%
○三〇二・七三	なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）	三・五%
	こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの）	三・五%
○三〇二・七四	うなぎ（アングイルラ属のもの）	三・五%
○三〇二・七九	その他のもの	三・五%
	その他の魚（肝臓、卵及びしらを除く。）	
○三〇二・八一	さめ	二・五%
○三〇二・八二	えい（がんぎえい科のもの）	三・五%
○三〇二・八三	めろ（デイソステイクス属のもの）	三・五%
○三〇二・八四	シーバス（デイケントラルクス属のもの）	三・五%
○三〇二・八五	たい（たい科のもの）	二%
○三〇二・八九	その他のもの	
	にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属のもの）、あじ（デカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	
X	B 10	B 10
	B 10	B 10

○三〇四・四二	<p>ルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)</p>	三・五%	X
○三〇四・四三	<p>ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの)</p>	三・五%	B 10
○三〇四・四四	<p>さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの</p>	三・五%	X
○三〇四・四五	<p>たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)</p>	三・五%	B 10
○三〇四・四六	<p>その他のもの</p>	三・五%	X
○三〇四・四九	<p>めかじき(クスイフィアス・グラデイウス) めろ(デイソステイクス属のもの) その他のもの</p> <p>にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルデイノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</p>	三・五%	B 10
	<p>その他のもの</p>		X
	<p>くろまぐろ(トウヌス・テイヌス及びトウヌス・オリエンタリス)及びみなみまぐろ(トウヌス・マツコイイ)</p>		X

○三〇四・五一	その他のもの その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） テイラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノフアリユンゴドン・イデルルス、ミュロフアリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロテイクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）	三・五%	B	10
○三〇四・五二	さけ科のもの	三・五%	X	B
○三〇四・五三	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの） その他のもの	三・五%	X	B
○三〇四・五四	めかじき（クスイフィアス・グラデイウス）	三・五%	X	B
○三〇四・五五	めろ（デイソステイクス属のもの）	三・五%	B	10
○三〇四・五九	その他のもの にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	三・五%	X	B

その他のもの	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ（ゲニユプテルス属のもの）及びたい（たい科のもの）	二・五%	B	10
さめ	その他のもの	二・五%	B	10
その他のもの	くろまぐろ（トウヌス・テイヌス及びトウヌス・オリエンタリス）及びみなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）	三・五%	B	10
その他のもの	魚のフィレ（テイラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファアリュンゴドン・イデルルス、ミュロファアリュンゴドン・ピケウス及びヒュポタルミクテユス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロテイクス）又はらいぎよ（カンナ属のもの）のもの）（冷凍したものに限る。）	三・五%	B	10
テイラピア（オレオクロミス属のもの）	なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）	三・五%	B	10
ナイルパーチ（ラテス・ニロテイクス）	その他のもの	三・五%	B	10
魚のフィレ（さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの）（冷凍したものに限る。）		三・五%	B	10

- 三〇四・六一
- 三〇四・六二
- 三〇四・六三
- 三〇四・六九

○三〇四・八四	めかじき (クスイフィアス・グラデイウス)								
○三〇四・八五	めろ (デイソステイクス属のもの)								
○三〇四・八六	にしん (クルペア・ハレンジス及びクルペア・パラスイイ)								
○三〇四・八七	まぐる (トゥヌス属のもの) 及びかつお (エウテイヌス (カツオヌス) ・ペラミス)								
○三〇四・八九	その他のもの にしん (クルペア属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)								
	その他のもの かじき (まかじき科のもの) 及びさけ科のもの								
	その他のもの その他のもの (冷凍したものに限る。)								
○三〇四・九一	めかじき (クスイフィアス・グラデイウス)								
○三〇四・九二	めろ (デイソステイクス属のもの)								
○三〇四・九三	テイラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい (キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ								
		三・五%		三・五%					
		B 10	X	B 10	X	X	X	X	X

○三〇四・九四 ○三〇四・九五	<p>(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)</p> <p>すけそうだら(テラグラ・カルコグランマ)</p> <p>さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの(すけそうだら(テラグラ・カルコグランマ)を除く。)</p> <p>たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)</p> <p>その他のもの</p>	三・五% X B 10 10
○三〇四・九九	<p>その他のもの</p> <p>にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ(デニユプテルス属のもの)及びたい(たい科のもの)</p> <p>さめ</p> <p>ししやも</p> <p>その他のもの</p> <p>くろまぐろ(トウヌス・テイヌス及びトウヌス・オリエンタリス)、いと</p>	二・八% 二・五% 二% X B B B 10 10 10

○三・〇五	<p>より（すり身のものに限る。）及びみなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ） その他のもの</p>	三・五%	B	X
○三〇五・一〇 ○三〇五・二〇	<p>魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。） 魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。） 魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）</p>	八・四%	B	X
○三〇五・三一	<p>にしん（クルマエビ属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。） さけ科のもの卵 たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）の卵及びこんぶかずのこ たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）の卵 こんぶかずのこ その他のもの 魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。） ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラ</p>	一〇%	B	A

○三〇五・三二	シウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロテイクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの） さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの） その他のもの	一〇・五%	B	10
○三〇五・三九	その他のもの さけ科のもの その他のもの にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの） その他のもの	一〇・五%	X	
○三〇五・四一	くん製した魚（フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。） 太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュ	一〇・五%	X	B

○三〇五・六一	の)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)	一〇・五% B X 10
○三〇五・六二	その他のもの	
○三〇五・六三	塩蔵した魚(乾燥し又はくん製したものを除く。)及び塩水漬けた魚(食用の魚のくず肉を除く。)	
○三〇五・六四	にしん(クルペア・ハレンジス及びクルペア・パラスイイ) コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス) かたくちいわし(エングラウリス属のもの) ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミユロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロテイクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)	X X X X X X
○三〇五・六九	その他のもの	X X
○三〇五・七一	魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉 ふかひれ くん製したもの その他のもの	一〇% X B 10

魚の頭、尾及び浮袋

くん製したもの

太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)

その他のもの

にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)及びたら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)

乾燥したもの

さけ科のもの

その他のもの

にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)

その他のもの

一〇・五%

B X
10

X

一〇% 一〇%

B B
7 10

X

〇三〇五・七九

塩蔵したものと及び塩水漬けたもの

その他のもの

くん製したもの

太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)

その他のもの

乾燥したもの

さけ科のもの

その他のもの

にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルデイノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)

その他のもの

塩蔵したものと及び塩水漬けたもの

甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬

〇三・〇六

X

一〇%

X

B
10

X

一〇・五%

X

B
10

X

○三〇六・一一	<p>けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した甲殻類(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。)、並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)</p> <p>冷凍したもの</p>	四・八%	B 10
○三〇六・一二	<p>いせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの)</p> <p>くん製したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ロブスター(ホマルス属のもの)</p>	四・八%	A B 10
○三〇六・一四	<p>くん製したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>かに</p>	九・六%	B 10
○三〇六・一五	<p>くん製したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ずわいがに(キオノエセス属のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>ノルウェーロブスター(ネフロプス・ノルヴェギクス)</p> <p>くん製したもの</p>	四・八%	B 10
	X		

〇三〇六・一六	その他のもの コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（克蘭ゴン・克蘭ゴン及びパンダルス属のもの） くん製したもの その他のもの その他のシュリンプ及びプローン くん製したもの その他のもの	四・八%	A	B	10
〇三〇六・一七	その他のもの その他のもの	四・八%	A	B	10
〇三〇六・一九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） えび くん製したもの その他のもの その他のもの くん製したもの その他のもの	四・八%	A	B	10
〇三〇六・二一	冷凍していないもの いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	九・六% 七%	B	B	10

○三〇六・二二	くん製したもの その他のもの ロブスター（ホマルス属のもの） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの くん製したもの その他のもの	四・八％ 五％ B B 10 10
○三〇六・二四	かに 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの ずわいがに（キオノエセテス属のもの） その他のもの くん製したもの その他のもの ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの くん製したもの その他のもの	四・八％ 五％ B B A 10 10 10
○三〇六・二五	ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの くん製したもの その他のもの コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（克蘭ゴン・克蘭ゴン及びパンダルス属のもの） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの くん製したもの	四・八％ 五％ B B A 10 10 10
○三〇六・二六	コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（克蘭ゴン・克蘭ゴン及びパンダルス属のもの） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの くん製したもの	四・八％ B A 10 10

〇三〇六・二七	その他のもの	その他のシュリンプ及びプローン	五%	B	10
		生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの			
		くん製したもの			
		その他のもの			
〇三〇六・二九		その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）			
		生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの			
		えび		A	
		その他のもの	七%	B	10
		くん製したもの			
		えび			
		その他のもの	四・八%	B	10
		その他のもの	九・六%	B	10
		えび			
		その他のもの	一〇%	B	10
〇三・〇七		軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット			

○三〇七・七一	フエス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオテイウチス属のもの 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの たこ（オクトプス属のもの） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの 冷凍したもの くん製したもの その他のもの	七%	B	10
○三〇七・四九			X	X
○三〇七・五一		七%	B	10
○三〇七・五九		七%	B	10
○三〇七・六〇	かたつむりその他の巻貝（海棲 <small>せい</small> のものを除く。） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの くん製したもの その他のもの	一〇%	B	10
	クラム、コックル及びアークシエル（ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しゃこがい科又はま るすだれがい科のもの） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	六・七%	B	10
	貝柱	七%	B	10
	はまぐり	一〇%	B	10
		三・五%	B	10
			X	

○三〇八・一九	<p>その他のもの</p> <p>くん製したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>うに（パラケントロトウス・リヴイドウス、ロクセキヌス・アルブス、エキキヌス・エスクレントウス及びストロンギユロケントロトウス属のもの）</p>	<p>六・七%</p> <p>七%</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p>
○三〇八・一一	<p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</p> <p>生きているもの</p> <p>その他のもの</p> <p>なまこ（ステイコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの）</p> <p>無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）</p>	<p>七%</p> <p>A</p>
○三・〇八	<p>水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）</p> <p>くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）</p> <p>なまこ（ステイコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの）</p> <p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</p> <p>生きているもの</p> <p>その他のもの</p> <p>くん製したもの</p> <p>いか、スキヤロップ（いたやがい科のもの）及び貝柱</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>六・七%</p> <p>七%</p> <p>X B 10</p> <p>X</p> <p>X B 10</p>

	その他のもの		X
<p>第四類</p> <p>○四・〇一</p> <p>○四・〇二</p> <p>○四・〇三</p> <p>○四・〇四</p> <p>○四〇四・一〇</p> <p>○四〇四・九〇</p>	<p>酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品</p> <p>ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）</p> <p>ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）</p> <p>バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）</p> <p>ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）</p> <p>その他のもの</p> <p>滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの</p> <p>脂肪分が全重量の一・五%以下のもの</p>	<p>X</p> <p>X</p> <p>X</p> <p>X</p> <p>X</p>	

砂糖を加えたもの	
各年度において政令で定める限度数量以内のもの	
その他のもの	
カードをもととしたもので、一リットル以下の小売用容器入りのもの	
その他のもの	
その他のもの	
脂肪分が全重量の一・五%を超え三〇%以下のもの	
砂糖を加えたもの	
各年度において政令で定める限度数量以内のもの	
その他のもの	
カードをもととしたもので、一リットル以下の小売用容器入りのもの	
その他のもの	
その他のもの	
脂肪分が全重量の三〇%を超えるもの	
その他のもの	
ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド	
チーズ及びカード	
フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード	
乾燥固形分が全重量の四八%以下のもの（二個の重量が四グラム以下の細片に	
○四・〇五	
○四・〇六	
○四〇六・一〇	
	X X X X X Q X X X Q X
	(9) (9)

○四〇六・二〇	○四〇六・三〇	○四〇六・四〇	○四〇六・九〇	○四・〇七	○四〇七・一一	○四〇七・一九	○四〇七・二一	○四〇七・二九
<p>し、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>各年度において政令で定める限度数量以内のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）</p> <p>プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）</p> <p>ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ</p> <p>その他のチーズ</p> <p>各年度において政令で定める限度数量以内のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）</p> <p>ふ化用の受精卵</p> <p>鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他の卵（生鮮のものに限る。）</p> <p>鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの</p> <p>その他のもの</p>								
X	X	A	A	Q	X	X	R	X
				(10)			(14)	(14)
							(14)	(14)

<p>○四〇九・〇〇 ○四一〇・〇〇</p>	<p>天然蜂蜜 食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>低いときは、 当該従量税 率）</p>	<p>A Q</p>	<p>(11)</p>
<p>第五類</p>	<p>動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）</p>		<p>A</p>	
<p>第六類</p>	<p>生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び 装飾用の葉</p>		<p>A</p>	
<p>第七類 ○七・〇一 ○七〇二・〇〇 ○七・〇三 ○七〇三・一〇</p>	<p>食用の野菜、根及び塊茎 ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵 したものに限る。） たまねぎ及びシャロット たまねぎ</p>	<p>三%</p>	<p>B A 10 7</p>	<p>一キログラム につき、課税</p>
<p>課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの</p>				

〇七〇三・二〇	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの	価格と七三円七〇銭との差額（その率が八・五%の従価税率より高いときは、当該従価税率）
〇七〇三・九〇	シャロット	三%
	にんにく	A A
	リーキその他のねぎ属のもの	B 7
	ねぎ（アリウム・フィスツロースム）	三%
	その他のもの	A B 10
〇七・〇四	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
〇七〇四・一〇	カリフラワー	A A
〇七〇四・二〇	芽キャベツ	A A
〇七〇四・九〇	その他のもの	
	ブロッコリー	三%
	その他のもの	B 7

○七・〇五	レタス（ラクトウカ・サテイヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
	レタス	
○七〇五・一一	結球レタス	三%
○七〇五・一九	その他のもの	三%
	チコリー	
○七〇五・二一	ウイットルーフチコリー（キコリウム・インテュブス変種フオリオスム）	
○七〇五・二九	その他のもの	A
○七・〇六	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
○七〇六・一〇	にんじん及びかぶ	三%
○七〇六・九〇	その他のもの	B
	ごぼう	7
	その他のもの	A
○七〇七・〇〇	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	三%
○七・〇八	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）	B
○七・〇九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	7
○七〇九・二〇	アスパラガス	A
○七〇九・三〇	なす	三%
		B
		7

○七二〇・二一	えんどう (ピスム・サティヴム)	八・五%	B 7
○七二〇・二二	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	八・五%	B 7
○七二〇・二九	その他のもの		
	枝豆	六%	B 5
	その他のもの		
○七二〇・三〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	八・五%	B 7
○七二〇・四〇	スイートコーン	六%	B 10
○七二〇・八〇	その他の野菜	一〇・六%	B 10
	ごぼう	一二%	B 10
	その他のもの	六%	B 7
○七二〇・九〇	野菜を混合したもの		
	スイートコーンを主成分とするもの	一〇・六%	B 10
	その他のもの	六%	B 5
○七二・一一	一時的な保存に適する処理をした野菜 (例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)		
○七二一・二〇	オリーブ	九%	B 10
○七二一・四〇	きゅうり及びびんがーキン	九%	B 5
○七二一・五一	きのこ及びトリフ		
	きのこ (はらたけ属のもの)	九%	B 10

	<p>スイートコーン</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種^は用に適するようになったもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一キログラムにつき九円</p> <p>A</p>
	<p>その他のもの</p> <p>ばれいしよ（切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>たけのこ</p> <p>その他のもの</p> <p>ぜんまい</p> <p>その他のもの</p>	<p>一一・八%</p> <p>B 7</p>
<p>〇七・二三</p> <p>〇七一三・一〇</p>	<p>乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）</p> <p>えんどう（ピスム・サティヴム）</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種^は用に適するようになったもの</p> <p>その他のもの</p> <p>播種^は用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところに</p>	<p>九%</p> <p>九%</p> <p>B 7</p> <p>B 10</p> <p>A</p>

○七二三・二〇	より証明されたもの その他のもの	ひよこ豆	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	A	X	A
○七一三・三一			緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）			A
○七一三・三二			小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）			X
○七一三・三三			いんげん豆（ファセオルス・ウルガリス）			
			薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用（は）に適するようになったもの			A
			その他のもの			
			播種用（は）のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの			A
			その他のもの			X
○七一三・三四			バンバラ豆（ヴィグナ・スブテルラネア又はヴォアンドゼイア・スブテルラネア）薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用（は）に適するようになったもの			A
			その他のもの			
			播種用（は）のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの			A
			その他のもの			X

○七二三・三五	<p>ささげ（ヴィグナ・ウングイクラタ）</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用^はに適するようになったもの</p> <p>その他のもの</p> <p>播種用^はのもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p>	A
○七二三・三九	<p>その他のもの</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用^はに適するようになったもの</p> <p>その他のもの</p> <p>播種用^はのもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p>	X A
○七二三・四〇 ○七二三・五〇	<p>ひら豆</p> <p>そら豆（ヴィキア・フアバ変種マヨル、ヴィキア・フアバ変種エクイナ及びヴィキア・フアバ変種ミノル）</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用^はに適するようになったもの</p> <p>その他のもの</p>	A X A
		A

○七二三・六〇	<p>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところに より証明されたもの その他のもの</p> <p>き豆（カヤヌス・カヤン）</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する ようにしたもの その他のもの</p> <p>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところに より証明されたもの その他のもの</p>	X A
○七二三・九〇	<p>その他のもの</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する ようにしたもの その他のもの</p>	X A
○七・一四	<p>カッサバ芋、アロートルト、サレツプ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又 はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥した ものに限るものとし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わな</p> <p>その他のもの</p> <p>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところに より証明されたもの その他のもの</p>	X A

<p>第八類</p> <p>○八・〇一</p> <p>○八・〇二</p> <p>○八〇二・一一</p> <p>○八〇二・一二</p>	<p>○七一四・四〇</p> <p>○七一四・五〇</p> <p>○七一四・九〇</p>	<p>食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮 ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限 るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。） その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてある かないかを問わない。） アーモンド 殻付きのもの 殻を除いたもの ヘーゼルナット（コリユルス属のもの）</p>	<p>その他のもの</p> <p>さといも（コロカシア属のもの）</p> <p>冷凍したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>アメリカさといも（クサントソマ属のもの）</p> <p>冷凍したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>冷凍したもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>A A A</p>	<p>九%</p> <p>一〇%</p> <p>九%</p> <p>一二%</p> <p>一二%</p> <p>九%</p> <p>九%</p> <p>B 7</p> <p>B 10</p> <p>B 7</p> <p>B 10</p> <p>B 7</p> <p>B 10</p> <p>B 5</p>
--	--	--	--	--------------	--

○八〇二・二二	殻付きのもの
○八〇二・二二	殻を除いたもの
○八〇二・三二	くるみ
○八〇二・三二	殻付きのもの
○八〇二・三二	殻を除いたもの
○八〇二・四二	くり(カスターネア属のもの)
○八〇二・四二	殻付きのもの
○八〇二・四二	殻を除いたもの
○八〇二・五二	ピスタチオナット
○八〇二・五二	殻付きのもの
○八〇二・五二	殻を除いたもの
○八〇二・六一	マカダミアナット
○八〇二・六一	殻付きのもの
○八〇二・六一	殻を除いたもの
○八〇二・七〇	コーラナット(コラ属のもの)
○八〇二・八〇	びんろう子
○八〇二・九〇	その他のもの
○八〇二・九〇	ペカン
○八〇二・九〇	その他のもの
○八〇二・三三	バナナ(プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)

一二%	B	A	A	A	A	A	A	九・六%	九・六%	一〇%	一〇%	A	A
	10		B	A	A	A	A	B	B	B	B		
			10					15	15	10	10		

○八・一三	乾燥果実（第○八・○一項から第○八・○六項までのものを除く。）及びこの類のナツ	一二%	B	X	九・六%	B	A	X	一七%	B	一二%	B	A	七%	B	A	
○八二二・九〇	その他のもの																
○八二二・一〇	さくらんぼ																
○八・一二	一時的な保存に適する処理をした果実及びナツト（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）																
	その他のもの																
	カムカム																
	その他のもの																
	ベリー																
	桃及び梨																
	その他のもの																
	バナナ、オレンジ及びグレープフルーツ（ポメロを含む。）																
	レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）																
	くり（カスターネア属のもの）																
	その他のもの																
	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、																
	ウイルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種																
	その他のもの																

○八一三・一〇	ト又は乾燥果実を混合したもの あんず	九% B 7
○八一三・二〇	プルーン	九% A
○八一三・三〇	りんご	九% B 10
○八一三・四〇	その他の果実 ベリー	A
○八一三・五〇	その他のもの パイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ラ ンブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カ スターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及び サントル 干し柿 その他のもの この類のナット又は乾燥果実を混合したもの ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの（くり （カスターネア属のもの）、くるみ、ピスタチオナット、コーラナット（コラ属の もの）、第〇八〇二・九〇号のナット又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・ 四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。） その他のもの	九% B 5 九% B 10 A
○八一四・〇〇	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し	一 二% B 10 A

	<p>又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに 限る。)</p>	
<p>第九類 ○九・〇一</p>	<p>コーヒー、茶、マテ及び香辛料 コーヒー（煎つてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、 コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量の いかんを問わない。） コーヒー（煎つたものを除く。） カフェインを除いてないもの カフェインを除いたもの コーヒー（煎つたものに限る。） カフェインを除いてないもの カフェインを除いたもの その他のもの 茶（香味を付けてあるかないかを問わない。） 緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに 限る。） その他の緑茶（発酵していないものに限る。） くず（飲用に適するものを除く。） その他のもの</p>	<p>一七％ B 10 A</p> <p>一七％ B 10</p> <p>一二％ B 3</p> <p>一二％ B 3</p> <p>A A</p> <p>A</p>

○九〇二・三〇	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに 限る。）		
	紅茶		一七% 一二%
	その他のもの		B 10 B 10
○九〇二・四〇	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶 くず（飲用に適するものを除く。）		A
	その他のもの		A
	紅茶		
	その他のもの		
○九〇三・〇〇	マテ		一七% 一二%
○九・〇四	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。）及び こしよう属のペツパー		B 10 B 10
○九・〇五	バナラ豆		A
○九・〇六	けい皮及びシンナモンツリーの花		A
○九・〇七	丁子（果実、花及び花梗に限る。）		A
○九・〇八	肉づく、肉づく花及びカルダモン類		A
○九・〇九	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及び ジュニパーベリー		A
○九・一〇	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料 しょうが		A

<p>第一〇類</p> <p>一〇・〇一</p> <p>一〇・〇二</p> <p>一〇・〇三</p>	<p>〇九一〇・一一</p> <p>〇九一〇・一二</p> <p>〇九一〇・二〇</p> <p>〇九一〇・三〇</p> <p>〇九一〇・九一</p> <p>〇九一〇・九九</p>
<p>穀物</p> <p>小麦及びメスリン</p> <p>ライ麦</p> <p>大麦及び裸麦</p>	<p>破砕及び粉砕のいずれもしてないもの</p> <p>塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>破砕し又は粉砕したもの</p> <p>塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>サフラン</p> <p>うこん</p> <p>その他の香辛料</p> <p>この類の注1(b)の混合物</p> <p>カレー</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>
	<p>七・二%</p> <p>九%</p> <p>九%</p>
<p>X A X</p>	<p>A A B 7</p> <p>A A A B 7</p> <p>A B 7</p>

二一〇四・二二	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）	
二一〇四・二三	オートのもの	一二%
	とうもろこしのもの	
	コーンフレークの製造に使用するもの	一六・二%
	その他のもの	一八%
一一〇四・二九	その他の穀物のもの	
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの	
	その他のもの	一七%
一一〇四・三〇	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	
一一・〇五	ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	二〇%
一一・〇六	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール	X
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの	X
一一〇六・二〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの	X
	カッサバ芋のもの	
	飼料用のもの	A
	注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	X
	その他のもの	

第一二類	<p>一一〇六・三〇</p> <p>第八類の物品のもの バナナのもの 飼料用のもの</p> <p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの その他のもの その他のもの</p> <p>麦芽（煎ってあるかないかを問わない。） でん粉及びイヌリン でん粉</p> <p>小麦でん粉 とうもろこしでん粉（コーンスターチ） ばれいしよでん粉 マニオカ（カッサバ）でん粉 その他のでん粉 イヌリン</p> <p>小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）</p>	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物		<p>一一・三七</p> <p>一一・〇八</p> <p>一一〇八・一一</p> <p>一一〇八・一二</p> <p>一一〇八・一三</p> <p>一一〇八・一四</p> <p>一一〇八・一九</p> <p>一一〇八・二〇</p> <p>一一〇九・〇〇</p> <p>一五%</p> <p>一五%</p> <p>一一・三%</p>	X X X X R X X X X B B A B	10 10 10 10
(14)						

一二・〇一	大豆（割ってあるかないかを問わない。）	A
一二・〇二	落花生（煎っていないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）	A
一二〇二・三〇	播種用のもの	X
	その他のもの	
一二〇二・四一	殻付きのもの	A
	採油用のもの	
	注 税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。	
	その他のもの	X
一二〇二・四二	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）	A
	採油用のもの	
	注 税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。	
	その他のもの	X
一二〇三・〇〇	コブラ	A
一二〇四・〇〇	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）	A
一二・〇五	菜種（割ってあるかないかを問わない。）	A
一二〇六・〇〇	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）	A
一二・〇七	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）	A
一二・〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	A
一二・〇九	播種用の種、果実及び胞子	A

一二・一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉碎し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン	
一二・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	A
一二・一二	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
一二・二一	海草その他の藻類	
一二・二二	食用に適するもの	X
一二・二九	その他のもの	
	ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの	
	ふのり属のもの	
	その他のもの	
	その他のもの	
一二・二九	てん菜	A

三・五%

B
10

<p>第一三類</p> <p>一三・〇一</p> <p>一三・〇二</p> <p>一三〇二・一一</p> <p>一三〇二・一二</p>	<p>一三・〇一</p> <p>一三・〇二</p> <p>一三〇二・一一</p> <p>一三〇二・一二</p>	<p>ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス</p> <p>ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）</p> <p>植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。）</p> <p>植物性の液汁及びエキス</p> <p>生あへん</p> <p>甘草のもの</p>	<p>一三・〇一</p> <p>一三・〇二</p> <p>一三〇二・一一</p> <p>一三〇二・一二</p>	<p>A A</p>	<p>A A A</p> <p>A X</p> <p>A A A</p>
---	---	---	---	------------	--------------------------------------

<p>一三〇二・一三 一三〇二・一九</p>	<p>ホップのもの その他のもの 飲料のもと 植物性の一種類の原料から得たもの その他のもの その他のもの</p>	<p>一〇% 一六・五%</p>	<p>A B 7 B 10</p>
<p>一三〇二・二〇</p>	<p>ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩</p>		<p>A A</p>
<p>一三〇二・三一</p>	<p>植物性原料から得た粘質物及びシツクナー（変性させてあるかないかを問わない。） 寒天</p>		<p>X</p>
<p>一三〇二・三二</p>	<p>ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシツクナー （変性させてあるかないかを問わない。）</p>		<p>A A</p>
<p>一三〇二・三九</p>	<p>その他のもの</p>		<p>A A</p>
<p>第一四類 一四・〇一 一四〇一・一〇 一四〇一・二〇 一四〇一・九〇</p>	<p>植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品 主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オーシア、ラフィア及びライム樹皮） 竹 とう その他のもの いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び莞草（キュペルス・エ</p>		<p>A A</p>

一四・〇四	<p>クサルタトウス)</p> <p>その他のもの</p> <p>植物性生産品(他の項に該当するものを除く。)</p>	八・五%	A A B 10
<p>第一五類</p> <p>一五・〇一</p> <p>一五〇一・一〇</p> <p>一五〇一・二〇</p> <p>一五〇一・九〇</p> <p>一五・〇二</p> <p>一五〇三・〇〇</p> <p>一五・〇四</p>	<p>動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</p> <p>豚脂(ラードを含む。)及び家きん脂(第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。)</p> <p>ラード</p> <p>酸価が一・三を超えるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他の豚脂</p> <p>酸価が一・三を超えるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>牛、羊又はやぎの脂肪(第一五・〇三項のものを除く。)</p> <p>ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油(乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。)</p> <p>魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)</p>	六・四%	A A B X A X A 5

一五〇四・一〇	魚の肝油及びその分別物	三・五%	B 10
一五〇四・二〇	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）	七%（その率が一キログラムにつき四円二〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 5
一五〇四・三〇	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物		
	鯨油		
	その他のもの	三・五%	A B 7
一五〇五・〇〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		
一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	六・四%	B 5
一五・〇七	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
一五〇七・一〇	粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）		
一五〇七・九〇	その他のもの	一キログラムにつき一三円二〇銭	P R
			(1) (14)

一五・〇八	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		X
一五・一〇・〇〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		A
一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		A
一五・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
一五・二二・一一	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物 粗油 酸価が〇・六を超えるもの ひまわり油	一キログラム につき八円五 〇銭	B 7
	サフラワー油	一キログラム につき八円五 〇銭	B 5

米油及びその分別物	その他のもの	その他のもの	米油及びその分別物 その他のもの	一五・一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）	一五・一七	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）	一五一七・一〇 一五一七・九〇	マーガリン（液状マーガリンを除く。） その他のもの	動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製したもの	一キログラム につき八円五	P	(2)
	〇銭	一キログラム につき八円五 〇銭			A X			二九・八%	P		(3)		

<p>第一六類</p> <p>一六〇一・〇〇</p> <p>一六・〇二</p> <p>一六〇二・一〇</p> <p>一六〇二・二〇</p> <p>一六〇二・三二</p>	<p>一五二二・一〇</p> <p>一五二二・九〇</p> <p>一五二二・〇〇</p>
<p>肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品</p> <p>ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品</p> <p>その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血</p> <p>均質調製品</p> <p>動物の肝臓のもの</p> <p>牛又は豚のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>第〇一・〇五項の家きんのもの</p> <p>七面鳥のもの</p> <p>腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの</p>	<p>てあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）</p> <p>植物性ろう</p> <p>その他のもの</p> <p>蜜ろう</p> <p>その他のもの</p> <p>デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物</p>
<p>X</p> <p>A</p> <p>B 15</p> <p>X</p> <p>X</p> <p>X</p>	<p>一 二 ・ 八 %</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B 10</p> <p>A</p>

一六〇二・三二
一六〇二・三九
一六〇二・四一
一六〇二・四二
一六〇二・四九
一六〇二・五〇

その他のもの

鶏（ガルス・ドメステイクス）のもの

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）

その他のもの

その他のもの

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）

その他のもの

豚のもの

牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの

その他のもの

もも肉及びこれを分割したもの

肩肉及びこれを分割したもの

その他のもの（混合物を含む。）

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）

その他のもの

牛のもの

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）

その他のもの

牛の臓器及び舌のもの

気密容器入りのもの（野菜を含むものに限り。）*

Q	A	X	A	X	X	六% B 5	X	A	X	A	A
---	---	---	---	---	---	--------------	---	---	---	---	---

(12)

その他のもの	単に水煮したものの**	その他のもの*	その他のもの	牛の肉及びびくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇%未満のもの	米を含むもの	その他のもの*	その他のもの	単に水煮した後に乾燥したもの	気密容器入りのもの**	その他のもの*	調味した後に乾燥したものの***	コーンビーフ*	その他のもの	気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）*	気密容器入りのもの（冷蔵及び冷凍のいずれもしていないものに限るものとし、野菜を含むものを除く。）	単に水煮したものの***	その他のもの
--------	-------------	---------	--------	--	--------	---------	--------	----------------	-------------	---------	------------------	---------	--------	-------------------------	--	--------------	--------

R	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	X	Q	Q
(14)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)		(12)	(12)

一六〇五・二一	<p>シュリンプ及びプローン 気密容器入りでないもの 単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの その他のもの 米を含むもの その他のもの</p>	四・八%	B 10
一六〇五・二九	<p>その他のもの 単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの その他のもの 米を含むもの その他のもの</p>	四・八%	B 10
一六〇五・三〇	<p>ロブスター 単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの その他のもの</p>	五・三%	B 10
一六〇五・四〇	<p>その他の甲殻類 えび 単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若</p>	四・八% 五%	B 10

一六〇五・六一	一六〇五・五一
	一六〇五・五二
	一六〇五・五三
	一六〇五・五四
	一六〇五・五五
	一六〇五・五六
	一六〇五・五七
	一六〇五・五八
	一六〇五・五九

しくは乾燥したもの

その他のもの

その他のもの

軟体動物

かき

スキヤロップ（いたや貝を含む。）

い貝

いか

たこ

クラム、コックル及びアークシエル

あわび

かたつむりその他の巻貝（海棲せいのものを除く。）

その他のもの

いか

その他のもの

スキヤロップ（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミユス属又はプラコ

ペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）

その他のもの

その他の水棲無脊椎動物

なまこ

一〇%	九・六%			九・六%	九・六%	九・六%	九・六%	九・六%	九・六%	九・六%	九・六%	四・八%	
B 10	B 10	X	X	B 10	X	B 10	B 10	X	B 10	X	B 10	B 10	B 10

<p>一六〇五・六二 一六〇五・六三 一六〇五・六九</p>	<p>うに くらげ その他のもの うに及びくらげ その他のもの</p>	<p>一〇% 一〇% 九・六%</p>	<p>B 10 B 10 B 10</p>
<p>第一七類 一七・〇一 一七・〇二</p>	<p>糖類及び砂糖菓子 甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。） その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造蜂蜜（天然蜂蜜を混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル 乳糖及び乳糖水 無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のも の その他のもの かえで糖及びかえで糖水 ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未満のものに限る。） ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）</p>	<p>X</p>	<p>X</p>
<p>一七〇二・一一 一七〇二・一九 一七〇二・二〇 一七〇二・三〇 一七〇二・四〇</p>	<p>その他のもの かえで糖及びかえで糖水 ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未満のものに限る。） ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）</p>	<p>A A X X X</p>	<p>X X X</p>

<p>第一八類 一八〇一・〇〇</p>	<p>一七〇三・九〇</p>	<p>ココア及びその調製品 カカオ豆（生のもの及び煎ったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）</p>	<p>他政令で定める物品の製造に使用するもの その他のもの 飼料用のもの 注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 その他のもの その他のもの グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの その他のもの 飼料用のもの 注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 その他のもの 砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。） チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。） その他のもの 甘草エキス（菓子にしたものを除く。） その他のもの</p>	<p>A</p>	<p>R A X X A B 7 X A B 7</p>	<p>(14)</p>	<p>三% 三%</p>
-------------------------	----------------	---	---	----------	------------------------------	-------------	------------------

<p>一八〇六・九〇</p>	<p>その他のもの チョコレート菓子 その他のもの 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品（ココア粉の含有量が全重量の一〇％未満のものに限る。） その他のもの 砂糖を加えたもの チューインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重量が最大のものの その他のもの その他のもの</p>	<p>X R X X X</p>
<p>第一九類 一九・〇一</p>	<p>穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇％未満のものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） 育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。）</p>	<p>X R X X X</p>
<p>一九〇一・一〇</p>	<p></p>	<p>(14)</p>

	<p>その他のもの</p> <p>あられ、煎餅その他これらに類する米菓</p> <p>ビスケット、クッキー及びクラッカー</p> <p>主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>九%</p>	<p>X B 7 R X X</p>	<p>(14)</p>
<p>第二〇類</p> <p>二〇・〇一</p> <p>二〇〇一・一〇</p> <p>二〇〇一・九〇</p>	<p>野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品</p> <p>食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分</p> <p>きゅうり及びガーキン</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン</p>	<p>一五%</p> <p>一二%</p>	<p>B B 10 10</p>	<p>A</p>

二〇・〇三	その他のもの 調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	九%	B 5
二〇〇三・一〇	きのこ（はらたけ属のもの） 砂糖を加えたもの その他のもの		A
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） フレンチマッシュルーム その他のもの	一三・六%	B 10
二〇〇三・九〇	その他のもの		A A A
二〇・〇四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）		
二〇〇四・一〇	ばれいしよ 単に加熱による調理をしたもの その他のもの マッシュポテト その他のもの	八・五%	B 7
		一三・六%	B 10
		九%	B 7

二〇〇四・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの 砂糖を加えたもの	一〇・五%	B	10
	スイートコーン	二三・八%	B	10
	その他のもの			
	その他のもの			
	アスパラガス及び豆			
	アスパラガス	一七%	B	10
	豆		X	
	たけのこ			
	スイートコーン	一三・六%	B	10
	ヤングコーンコブ	七・五%	B	10
	その他のもの	一五%	B	10
	その他のもの	九%	B	7
二〇・〇五	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍していないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）			
二〇〇五・一〇	均質調製野菜	一六・八%	B	10
	砂糖を加えたもの			
	その他のもの	一二%	B	10
二〇〇五・二〇	ばれいしょ			
	マッシュポテト及びポテトフレーク	一三・六%	B	10

	<p>二〇〇五・五一</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）</p> <p>その他のもの</p>	<p>一四%</p> <p>X B 10 10</p>
	<p>二〇〇五・四〇</p> <p>えんどう（ピスム・サティヴム）</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）</p> <p>さや付きのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>さや付きのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>さや付きのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ささげ属又はいんげんまめ属の豆</p> <p>さやを除いた豆</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）</p> <p>その他のもの</p>	<p>一三・六%</p> <p>九%</p> <p>一五%</p> <p>一二%</p> <p>X B 10 10</p>
	<p>二〇〇五・四〇</p> <p>その他のもの</p> <p>気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>えんどう（ピスム・サティヴム）</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）</p> <p>さや付きのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>さや付きのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>さや付きのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ささげ属又はいんげんまめ属の豆</p> <p>さやを除いた豆</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）</p> <p>その他のもの</p>	<p>一二%</p> <p>九%</p> <p>X B 7 10</p>

砂糖を加えたもの								
豆（さや付きのものを除く。）								
気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）								一四%
その他のもの							X	X
その他のもの								
その他のもの								
ヤングコーンコブ								一五%
豆（さや付きのものを除く。）								一七%
サワークラウト								一二%
その他のもの								
気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）								
にんにくの粉								九・六%
その他のもの								一二%
その他のもの								
にんにくの粉								一〇・五%
その他のもの								九%
砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）								
二〇〇六・〇〇								

二〇〇七・九七	マロングラッセ その他のもの	一二・六%	B 15
二〇〇七・一〇	均質調製果実 砂糖を加えたもの その他のもの	二一・三%	B 10
二〇〇七・九一	かんきつ類の果実 ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード 砂糖を加えたもの その他のもの	一六・八%	B 10
二〇〇七・九九	フルーツピューレー及びフルーツペースト 砂糖を加えたもの その他のもの ジャム及びフルーツゼリー 砂糖を加えたもの その他のもの	二一・三% 三四%	B 10 B 15
		一六・八%	B 10
		一二・二%	B 10

二〇〇八・四〇

梨

パルプ状のもの
その他のもの

砂糖を加えたもの

パルプ状のもの

気密容器入りのもの

その他のもの

その他のもの

気密容器入りのもの

その他のもの

その他のもの

パルプ状のもの

気密容器入りのもの

その他のもの

その他のもの

気密容器入りのもの

その他のもの

あんず

砂糖を加えたもの

その他のもの

二〇〇八・五〇

二一・三%

一七%
B 10

一五%
B 10

二一%
B 10

一五%
B 10

一〇・八%
B 10

一五%
B 10

一〇・八%
B 10

一五%
B 10

一〇・八%
B 10

一五%
B 10

二%
B 10

五%
B 10

九%
B 7

一〇・八%
B 10

一五%
B 10

二%
B 10

五%
B 10

二%
B 10

二〇〇八・九九

その他のもの	
その他のもの	
砂糖を加えたもの	
パルプ状のもの	
その他のもの	
その他のもの	
パルプ状のもの	
その他のもの	
その他のもの	
梅	
その他のもの	
砂糖を加えたもの	
パルプ状のもの	
バナナ及びアボカド	
その他のもの	
その他のもの	
ベリー及びプルーン	
バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	
気密容器入りのもの	
その他のもの	

二九・八%	二二%	二一・三%	二三・八%	二九・八%	
B 15	B 10	B 10	B 10	B 15	A

その他のもの	一四%	B	10
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし			
その他のもの	一六・八%	B	10
その他のもの			
パルプ状のもの			
バナナ、アボカド―及びプルーン	一五%	B	10
その他のもの			
マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	一五%	B	10
カムカム			
その他のもの	二一・三%	B	10
その他のもの			
プルーン、バナナ、アボカド―、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン			
さといも（コロカシア属のもの）（冷凍したものに限る。）	一〇%	B	10
その他のもの			
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、			
爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに			
限る。）及びカムカム			
その他のもの	一二%	B	10
その他のもの		A	

果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わな

い。	オレンジジュース	二〇〇九・一一
	冷凍したもの	二〇〇九・一一
	冷凍していないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）	二〇〇九・一二
	その他のもの	二〇〇九・一九
	グレープフルーツ（ポメロを含む。）ジュース	二〇〇九・二一
	ブリックス値が二〇以下のもの	二〇〇九・二一
	砂糖を加えたもの	
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	
	その他のもの	
	その他のもの	
	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	
率） 当該従量税	二九・八% （その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）	X X X X X B 15

二〇〇九・二九	<p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p>	二五・五%	B 15
<p>の</p> <p>しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>二九・八%</p> <p>（その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）</p>	X	B 15
その他のもの	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	一九・一%	B 15
その他のもの	<p>その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）</p> <p>ブリックス値が二〇以下のもの</p>	二五・五%	B 15
砂糖を加えたもの	その他のもの	X	
二〇〇九・三一			

<p>しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの</p>	<p>二三% B 15 二九・八% B 15</p>
<p>その他のもの 砂糖を加えたもの</p>	<p>一九・一% B 15</p>
<p>しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの</p>	<p>二三% B 15 二九・八% B 15</p>
<p>（その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より</p>	<p>（その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より</p>

二〇〇九・六九

低いときは、 当該従量税 率)	一九・一％ 二五・五％	X X	二九・八％ （その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より	二二三％ B 15
その他のもの	しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	りんごジュース	ブリックス値が二〇以下のもの	二〇〇九・七一
その他のもの	その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）	二〇〇九・七九	クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルボン、ヴァキニウム・オクシココス及び ヴァキニウム・ヴィテイスダイア）ジュース	二〇〇九・八一
の	砂糖を加えたもの	その他のもの	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二二三％ B 15

	<p>その他のもの</p> <p>しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>混合野菜ジュース</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p>	当該従量税 率)
第二類 二一・〇一	<p>各種の調製食料品</p> <p>コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（煎ったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物</p> <p>コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品</p> <p>エキス、エッセンス及び濃縮物</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品</p>	<p>一九・一%</p> <p>二五・五%</p> <p>八・一%</p> <p>五・四%</p>
二一〇一・一二	<p>品</p>	<p>B 10</p> <p>B 10</p> <p>B 7</p> <p>B 7</p>
	<p>A X</p>	

二二〇一・二二〇

エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品

砂糖を加えたもの

その他のもの

コーヒーをもととした調製品

ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

その他のもの

茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに

茶又はマテをもととした調製品

茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品

インスタントティー

その他のもの

茶又はマテをもととした調製品

ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

その他のもの

一五%
B 10

X

X

八%
B 7

A

一五%
B 10

X

X

A

X

二二〇一・三〇	チコリーその他のコーヒー代用物（煎ったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物		
二二・〇二	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー		
二二〇二・一〇	酵母（活性のものに限る。）		一〇・五%
二二〇二・二〇	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）		B 10
二二〇二・三〇	調製したベーキングパウダー	A	A
二二・〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		
二二〇三・一〇	醤油 <small>しやうゆ</small>		七・二%
二二〇三・二〇	トマトケチャップその他のトマトソース	X	B 7
二二〇三・三〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		
	小売用の容器入りにしたもの		九%
	その他のもの		七・五%
二二〇三・九〇	ソース		
	マヨネーズ		一二・八%
	フレンチドレッシング及びサラダドレッシング		一〇・五%
		B 7	B 7

<p>その他のもの 植物性たんぱく その他のもの</p>	<p>一〇・六％ 一五％</p>	<p>B B 10 7</p>
<p>その他のもの ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上の調製品</p>	<p>X</p>	
<p>その他のもの 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇％を超える調製食品</p>	<p>X</p>	
<p>その他のもの 糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）及びこんにやく チューインガム</p>	<p>五％</p>	<p>B 5</p>
<p>飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五％を超えるものに限る。） 果汁をもととした調製品（アルコール分が一％未満のものに限る。）</p>	<p>二九・八％ （その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、</p>	<p>B 10</p>
<p>二二〇六・九〇</p>		

<p>第二三類 二二一・〇一 二二一・〇二 二二〇二・一〇</p>		<p>飲料、アルコール及び食酢 水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。） 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）</p>	<p>したもの ビタミンをもととした栄養補助食品 植物性たんぱくを加水分解したもの その他のもの たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のもの でソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を 加えたものに限る。） その他のもの ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）その他の第一二二二・ 二一號の物品のもの その他のもの</p>		<p>一一・五％ 一一・五％</p>
<p>A</p>	<p>R X A</p>		<p>B B 10 7</p>		
	<p>(14)</p>				

二二〇二・九〇	砂糖を加えたもの その他のもの その他のもの	一三・四％ 九・六％	B B
二二〇三・〇〇	砂糖を加えたもの その他のもの	一三・四％ 九・六％	B B
二二〇四	ビール		A
二二〇四・一〇	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限り、及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）） スパークリングワイン		X
二二〇四・二一	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの ニリットル以下の容器入りにしたもの シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒 その他のもの		X
		一五％（その率が一リットルにつき一五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき六七円の従量税	

二二〇四・二九	その他のもの 一五〇リットル以下の容器入りにしたもの	率より低いときは、それぞれ当該従量税率）	B 10
二二〇四・三〇	その他のもの その他のぶどう搾汁	率より低いときは、それぞれ当該従量税率） 一リットルにつき四五円	B 10

二二一・〇五	アルコール分が１％未満のもの 砂糖を加えたもの		
二二〇五・一〇	の		
二二〇五・九〇	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の１０％以下のもの その他のもの		
	その他のもの		
	しよ糖の含有量が全重量の１０％以下のもの		
	その他のもの		
	その他のもの		
	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）		
	ニリットル以下の容器入りにしたものの		
	その他のもの		
		二九・八％ （その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）	二二三％ B 15
		一九・一％ 二五・五％	B 15
			A
			X

<p>アルコール分が1%未満のもの その他のもの</p>	<p>二二〇六・〇〇 その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） アルコール分が1%未満のもの</p>	<p>一九・1% B 15</p> <p>X</p> <p>二九・8% （その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）</p>	<p>その他のもの 清酒及び濁酒 その他のもの 発酵酒（清酒を除く。）と第二一〇・〇九項又は第二二一・〇二項の物品との混合物 その他のもの 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの その他のもの</p>	<p>A</p>
----------------------------------	---	---	--	----------

二二・〇七	チャツアルガンから製造された発酵酒 その他のもの	X A
二二〇七・一〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。） 及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。） エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。） アルコール分が九〇%以上のもの 工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの その他のもの アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。） その他のもの その他のもの アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。） その他のもの	X A A
二二〇七・二二	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	X
二二・〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。） 及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	X A

二二〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	
二二〇八・三〇	ウイスキー	
二二〇八・四〇	ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒	
二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ	
二二〇八・六〇	ウオッカ	
二二〇八・七〇	リキュール及びコーディアル	
二二〇八・九〇	その他のもの	
	エチルアルコール及び蒸留酒	
	フルーツブランデー	
	その他のもの	
	エチルアルコール	
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	X A
	その他のもの	X A
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	X A
	その他のもの	X A
	その他のアルコール飲料	X A
	合成清酒及び白酒	X

<p>第二三類</p> <p>二三・〇一</p> <p>二三・〇二</p> <p>二三・〇三</p>	<p>二三〇九・〇〇</p>	<p>食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料 肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふり分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。） でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）</p>	<p>果汁をもととした飲料（アルコール分が一%未満のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>食酢及び酢酸から得た食酢代用物</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>二九・八% （その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率） 一リットルに つき八八円 七・五%</p> <p>B 5</p> <p>B 5</p> <p>B 15</p>
--	----------------	---	--	----------------------------	--

二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	A
二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	A
二三・〇六	その他の植物性の油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）	A
二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル	A
二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品	A
二三〇九・一〇	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。） 乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの	B 10
二三〇九・九〇	その他のもの その他のもの	A

飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）
 その他のもの

乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの

ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの

その他のもの

その他のもの

第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもとしたもの（ペレット状、
 キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルファ緑
 葉たんばく濃縮物及び魚又は海棲哺乳動物のソリュブル
 その他のもの

気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のもの
 に限る。）

一キログラム
 につき、五二
 円五〇銭に重
 量比による乳
 糖の含有率が
 一〇%を超え
 る一%ごとに
 五円三〇銭を
 加えた額

A A B A A
 10

<p>第二四類 二四・〇一 二四・〇二 二四〇二・一〇</p>		<p>たばこ及び製造たばこ代用品 たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ 葉巻たばこ、シエルト、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。） 葉巻たばこ、シエルト及びシガリロ（たばこを含有するものに限る。）</p>	<p>その他のもの 課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限る。） その他のもの 粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。） 犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛玩用の動物用のもの その他のもの その他のもの</p>	<p>X A</p>	<p>X X A A</p>

<p>第二五類 二五〇一・〇〇</p>	<p>二四〇二・二〇 二四〇二・九〇 二四・〇三 二四〇三・一一 二四〇三・一九 二四〇三・九一 二四〇三・九九</p>	<p>塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰及びセメント 塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。） 純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水 塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七〇%以上のもの及び凝結させたものに限る</p>	<p>紙巻たばこ（たばこを含有するものに限る。） その他のもの その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス 喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。） この類の号注1の水パイプたばこ その他のもの シートたばこ その他のもの たばこのエキス及びエッセンス その他のもの</p>		<p>X A A X X X X</p>

二五・二〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）	A
二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミストーン及びエメリー	A
二五・一四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	A
二五・一五	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	A
二五・一六	花こう岩、斑岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	A
二五・一七	小石、砂利及び碎石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びプリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、碎石、シングル又はプリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は	A

二五・一八	第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。） ドロマイト（粗削りしたものと及びのこざりてひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス	A
二五・一九	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに熔融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）	A
二五・二〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスチック（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	A
二五二二・〇〇	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	A
二五・二二	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）	A
二五・二三	ポートルランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）	A
二五・二四	石綿	A
二五・二五	雲母（剝離雲母を含む。）及びそのくず	A
二五・二六	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこざりてひ	A

<p>二五二八・〇〇</p> <p>二五・二九</p> <p>二五・三〇</p>	<p>くことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びタルク</p> <p>天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの</p> <p>長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石</p> <p>鉍物（他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>A</p> <p>A A A</p>
<p>第二六類</p>	<p>鉍石、スラグ及び灰</p>	<p>A</p>
<p>第二七類</p> <p>二七・〇一</p> <p>二七・〇二</p> <p>二七〇三・〇〇</p> <p>二七〇四・〇〇</p> <p>二七〇五・〇〇</p> <p>二七〇六・〇〇</p>	<p>鉍物性燃料及び鉍物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉍物性ろう</p> <p>石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの</p> <p>亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）</p> <p>泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）</p> <p>コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン</p> <p>石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）</p> <p>石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉍物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わ</p>	<p>A A A</p> <p>A A A</p> <p>A</p>

二七・〇七	ない。) 高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	A
二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）	A
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）	A
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油	A
二七一〇・一二	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。） 軽質油及びその調製品 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。） 揮発油 低重合度の混合アルキレン 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）	A A

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

灯油

低重合度の混合アルキレン

その他のもの

ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。）

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

軽油

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

一キロリットルあたり九三 四円	A	一キロリットルあたり三四 六円	A	一キロリットルあたり七五 〇円	B 10
--------------------	---	--------------------	---	--------------------	---------

その他のもの	A
石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）	
灯油	
低重合度の混合アルキレン	A
その他のもの	
ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。）	A
その他のもの	
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	A
その他のもの	
軽油	
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	A
その他のもの	B 10
重油及び粗油	○円

温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）

その他のもの

温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第二七一〇・二〇号において同じ。）のうち、農林漁業の用に供するもの

その他のもの

温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの

製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）

その他のもの

その他のもの

その他のもの

一キロリットルあたり四九円	九円	一キロリットルあたり四五円	九円	一キロリットルあたり二四九円	九円
A	A	B	A	B	A
		10		10	

二七一〇・二〇

石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）

石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）

揮発油

低重合度の混合アルキレン

政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

灯油

低重合度の混合アルキレン

その他のもの

ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上の

一キロリットルあたり九三四円

A

B
10

A

A

A

ものに限る。)

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

軽油

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

重油及び粗油

温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）

その他のもの

温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度二三〇度以下のもののうち、農林漁業の用に供するもの

その他のもの

一キロリットルあたり四五	B	A	A	〇円	一キロリットルあたり七五	B	A	六円	一キロリットルあたり三四	B	A	A
	10					10				10		

二七・一四	<p>天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック</p>		A
二七・一三	<p>石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物</p>		A
二七・一一	<p>石油ガスその他のガス状炭化水素</p>		A
二七・一〇・九九	<p>その他のもの</p>		A
二七・一〇・九一	<p>ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含むもの</p>		A
二七・一一	<p>その他のもの</p>		A
二七・一二	<p>その他のもの</p>		A
二七・一〇・九一	<p>廃油</p>		A
二七・一〇・九一	<p>温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの</p>		A
二七・一〇・九一	<p>製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）</p>		A
二七・一〇・九一	<p>その他のもの</p>	九円	B
二七・一〇・九一	<p>その他のもの</p>	一キロリットルあたり二四九円	10

二七一五・〇〇	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）		A
第二八類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物		A
第二九類	<p>有機化学品</p> <p>非環式炭化水素</p> <p>環式炭化水素</p> <p>炭化水素のハロゲン化誘導体</p> <p>炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）</p> <p>非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>飽和一価アルコール</p> <p>メタノール（メチルアルコール）</p> <p>プロパノール（プロピルアルコール）及びプロパノール（イソプロピルアルコール）</p> <p>ブタノール（ノルマルブチルアルコール）</p> <p>その他のブタノール</p>		A A A A A A A A A
二九・〇一			A
二九・〇二			A
二九・〇三			A
二九・〇四			A
二九・〇五			A
二九〇五・一一			A
二九〇五・一二			A
二九〇五・一三			A
二九〇五・一四			A

二九〇五・一六	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体	A
二九〇五・一七	ドデカンノール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカンノール（セチルアルコール）及びオクタデカンノール（ステアリルアルコール）	A A
二九〇五・一九	その他のもの	A A
二九〇五・二二	不飽和一価アルコール	A A
二九〇五・二九	非環式テルペンアルコール	A A
	その他のもの	A A
二九〇五・三一	二価アルコール	A A
二九〇五・三二	エチレングリコール（エタンジオール）	A A
二九〇五・三九	プロピレングリコール（プロパンノール・ニージオール）	A A
	その他のもの	A A
二九〇五・四一	その他の多価アルコール	A A
	ニ―エチル―ニ―（ヒドロキシメチル）プロパンノール・ニ―ジオール（トリメチロールプロパン）	A A
	ペンタエリトリトール	A A
	マンニトール	A A
	D―グルシトール（ソルビトール）	X A
	グリセリン	A A
	その他のもの	A A
二九〇五・四四	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニト	A A
二九〇五・四五		A A
二九〇五・四九		A A

二九〇五・五一	ロソ化誘導体	
二九〇五・五九	エトクロルビノール (INN)	A
二九〇六	その他のもの	A
	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体	
二九〇六・一一	メントール	B
二九〇六・一二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	A
二九〇六・一三	ステロール及びイノシトール	A
二九〇六・一九	その他のもの	A
	芳香族アルコール及びその誘導体	
二九〇六・二一	ベンジルアルコール	A
二九〇六・二九	その他のもの	A
二九〇七	フェノール及びフェノールアルコール	A
二九〇八	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九〇九	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド (化学的に単一であるかないかを問わない。) 並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘	
		五・五%
		10

二九・一〇	導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九一一・〇〇	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	A
二九一三・〇〇	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一四	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一六	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれ	A

二九・一八	らのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン 化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニト ロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九一八・一一	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸 無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A
二九一八・一二	乳酸並びにその塩及びエステル	A
二九一八・一三	酒石酸	A
二九一八・一四	酒石酸の塩及びエステル	A
二九一八・一五	くえん酸	X
	くえん酸の塩及びエステル	
	くえん酸カルシウム	X
	その他のもの	
二九一八・一六	グルコン酸並びにその塩及びエステル	A
二九一八・一八	クロロベンジレート（ISO）	A
二九一八・一九	その他のもの	A
	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸 無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
二九一八・二二	サリチル酸及びその塩	A
二九一八・二三	オルトアセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	A

二九一八・二三	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	
二九一八・二九	その他のもの	A A
二九一八・三〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A
二九一八・九一	その他のもの 二・四・五―T (ISO) (二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル	A A
二九一八・九九	その他のもの	A A
二九・一九	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A A
二九・二一	アミン官能化合物	A A
二九・二二	酸素官能のアミノ化合物	A A
二九二二・一一	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	A A
二九二二・一二	モノエタノールアミン及びその塩	A A
二九二二・一三	ジエタノールアミン及びその塩	A A

二九二二・一三	トリエタノールアミン及びその塩	A
二九二二・一四	デキストロプロポキシフェン（INN）及びその塩	A
二九二二・一九	その他のもの	A
二九二二・二一	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	A
二九二二・二九	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	A
	その他のもの	A
二九二二・三一	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	A
二九二二・三九	アンフェプラモン（INN）、メサドン（INN）及びノルメサドン（INN）並びにこれらの塩	A
	その他のもの	A
二九二二・四一	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩	A
二九二二・四二	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	A
	グルタミン酸及びその塩	A
	グルタミン酸ソーダ	B
	その他のもの	5
二九二二・四三	アントラニル酸及びその塩	A
二九二二・四四	チリジン（INN）及びその塩	A

六・五%

二九・二二・四九	その他のもの	A
二九・二二・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	A
二九・二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）	A
二九・二四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	A
二九・二五	カルボキシイミド官能化合物（サツカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物	A
二九・二六	ニトリル官能化合物	A
二九・二七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	A
二九・二八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	A
二九・二九	その他の窒素官能基を有する化合物	A
二九・三〇	有機硫黄化合物	A
二九・三一	その他のオルガノインオルガニック化合物	A
二九・三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	A
二九・三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）	A
二九・三四	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物	A
二九・三五・〇〇	スルホンアミド	A
二九・三六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天	A

第三一類	肥料	第三〇類	医療用品	二九・三七 二九・三八 二九・三九 二九四〇・〇〇 二九・四一 二九四二・〇〇	<p>然のものを濃縮したものを含む。)に限る。)並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物(この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。)</p> <p>ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)並びにこれらの誘導体及び構造類似物(主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。)</p> <p>グリコシド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体</p> <p>植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体</p> <p>糖類(化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。)並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩(第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。)</p> <p>抗生物質</p> <p>その他の有機化合物</p>	A A A A A A A A A
A		A				

第三二類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ		A
第三三類 三三三・〇一	<p>精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類</p> <p>精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスチレート及びアキュアスソリューション</p> <p>精油（かんきつ類の果実のものに限る。）</p> <p>オレンジのもの</p> <p>レモンのも</p> <p>その他のもの</p> <p>精油（かんきつ類の果実のものを除く。）</p> <p>ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの</p> <p>その他のミントのもの</p> <p>ペパーミント油（メンタ・アルヴェンシスから採取したものに限り。）</p> <p>政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%を超えるもの</p>	A A A A A	A

第三四類	<p>三三〇一・二九 三三〇一・三〇 三三〇一・九〇 三三・〇二 三三〇三・〇〇 三三・〇四 三三・〇五 三三・〇六 三三・〇七</p>	<p>その他のもの その他のもの レジノイド その他のもの 香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。） 香水類及びオーデコロン類 美容用、メーカーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品 頭髪用の調製品 口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス） ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）</p> <p>せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそ</p>	<p>九% A A A A A A A A A A B 7</p>
------	--	---	---

	<p>くその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスチックをもととした歯科用の調製品</p>		A
<p>第三五類 三五・〇一 三五・〇二 三五〇三・〇〇</p>	<p>たんぱく系物質、変性でん粉、<small>こう</small>膠着剤及び酵素 カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇%を超えるものに限る。）及びアルブミナート その他のアルブミン誘導体 ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。） ゼラチン誘導体、アイシンガラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。） <small>こう</small>魚膠及びアイシングラス その他のもの</p>		A A A X A A
<p>三五〇四・〇〇 三五・〇五</p>	<p>ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。） デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした<small>こう</small>膠着剤</p>		X A
<p>三五・〇六</p>	<p>調製<small>こう</small>膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び<small>こう</small>膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（<small>こう</small>膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）</p>		A

三五・〇七	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素		A	
第三六類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料		A	
第三七類	写真用又は映画用の材料		A	
第三八類	各種の化学工業生産品		A	
第三九類 三九・〇一 三九〇一・一〇	<p>プラスチック及びその製品 エチレンの重合体（一次製品に限る。） 比重が〇・九四未満のポリエチレン 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p>	<p>六・五%（その率が一キログラムにつき 二二円四〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）</p>	B 10	

三九〇一・二〇	その他のもの 比重が〇・九四以上のポリエチレン
三九〇一・三〇	エチレン―酢酸ビニル共重合体
三九〇一・九〇	その他のもの
三九〇二	プロピレンその他のオレフィンの重合体（二次製品に限る。）
三九〇二・一〇	ポリプロピレン

二・八%								
B 10								
六・五%（その率が一キログラムにつき二五円六〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）								

三九〇二・二〇	ポリイソブチレン	二・八%	B	10
三九〇二・三〇	プロピレンの共重合体	二・八%	B	10
三九〇二・九〇	その他のもの	二・八%	B	10
三九・〇三	スチレンの重合体（一次製品に限る。）			
	ポリスチレン			
	多泡性のも	三・九%	B	10
三九〇三・一一	その他のもの			
三九〇三・一九	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	六・五%	B	10
	その他のもの	二・八%	B	10
三九〇三・二〇	スチレンーアクリロニトリル（SAN）共重合体	三・一%	B	10
三九〇三・三〇	アクリロニトリルーブタジエーンスチレン（ABS）共重合体	三・一%	B	10
三九〇三・九〇	その他のもの	三・一%	B	10
三九・〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）			
三九・〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）			
三九・〇六	アクリル重合体（一次製品に限る。）		A	A
三九・〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）		A	A
三九・〇八	ポリアミド（一次製品に限る。）		A	A

三九・〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）	
三九一〇・〇〇	シリコーン（一次製品に限る。）	A A
三九・一一	石油樹脂、クマロンインデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
三九・一三	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
三九一四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）	A A
三九・一五	プラスチックのくず	A A
三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの型材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A
三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）	A
三九・一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及	A

第四一類	第四〇類	<p>三九・一九 三九・二〇 三九・二一 三九・二二 三九・二三 三九・二四 三九・二五 三九・二六</p>
原皮（毛皮を除く。）及び革	ゴム及びその製品	<p>び天井被覆材 プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。） プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもので並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品 プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、蓋、キャップその他これらに類する物品 プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品 プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。） その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品</p>
	A	A A A A A A A A A A

四一・〇一	<p>牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）</p>	
四一〇一・二〇	<p>全形の原皮（スプリットしてないもので、重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）</p> <p>クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの</p> <p>その他のもの</p>	X A
四一〇一・五〇	<p>全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）</p> <p>クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの</p> <p>その他のもの</p>	X A
四一〇一・九〇	<p>その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）</p> <p>クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの</p> <p>その他のもの</p>	X A
四一・〇二	<p>羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理を</p>	X A

四一・〇三	<p>したもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。</p> <p>その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）</p>	A
四一〇三・二〇	<p>爬虫類のもの</p>	A
四一〇三・三〇	<p>豚のもの</p>	A
四一〇三・九〇	<p>なめし過程にないもの</p>	A
四一・〇四	<p>その他のもの</p>	A
四一〇四・一一	<p>牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）</p> <p>湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの</p> <p>フルグレーション（スプリットしてないものに限る。）及びグレーションスプリット</p> <p>クロムなめしのもの</p>	A
四一〇四・一九	<p>その他のもの</p>	X

四一〇四・四一	クロムなめしのもの その他のもの	X A
四一〇四・四九	<p>乾燥状態（クラスト）のもの</p> <p>フルグレーション（スプリットしてないものに限る。）及びグレーションスプリット</p> <p>なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの</p> <p>クロムなめしのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの</p> <p>クロムなめしのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>羊のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）</p>	X X A
四一〇五・一〇 四一〇五・三〇	<p>湿润状態（ウェットブルーを含む。）のもの</p> <p>乾燥状態（クラスト）のもの</p>	A

四一〇六・九二	乾燥状態（クラスト）のもの	X
	染色したもの	X
	その他のもの	A
四一・〇七	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）	X
四二二・〇〇	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）	X
	パーチメント仕上げをしたもの	X
	その他のもの	A
四一・二三	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）	A
	染色し又は模様付けしたもの	X
	その他のもの	A
四二二三・一〇	やぎのもの	X
	パーチメント仕上げをしたもの	X
	その他のもの	X
	染色し又は模様付けしたもの	X

<p>第四二類</p>	<p>四一・一五</p> <p>四一・一四</p> <p>四一三・九〇</p> <p>四一三・三〇</p> <p>四一三・二〇</p>
<p>革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品</p>	<p>豚のもの</p> <p>爬虫類のもの</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色色し又は模様付けしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色色し又は模様付けしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染着色し又は模様付けしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>シヤモア革（コンビネーションシヤモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー</p> <p>コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉</p>
	<p>X</p> <p>X</p> <p>A X</p> <p>X</p> <p>A X</p> <p>X</p> <p>X A</p>

四二〇一・〇〇	動物用装着具（引き革、引き綱、膝当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）	五・三%	B10
四二・〇二	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、拳銃用のホルスターその他これらに類する容器		
四二〇二・一一	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの 携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。） その他のもの	一〇%	B7
四二〇二・一二	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの		
四二〇二・一九	その他のもの		

四二〇二・二二	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）	
	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	
	貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	
	その他のもの	
	革製のもの	
	その他のもの	八%
四二〇二・二二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	
四二〇二・二九	その他のもの	X X X
	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品	
四二〇二・三一	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	
	財布（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	
	その他のもの	一〇%
四二〇二・三二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	X X
四二〇二・三九	その他のもの	X B 10
	その他のもの	

四二〇二・九一	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	一〇%	X	B	10
四二〇二・九二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		X	X	
四二〇二・九九	その他のもの		X		
四二・〇三	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）				
四二〇三・一〇	衣類 毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの その他のもの	一〇%		X	
四二〇三・二一	手袋、ミトン及びビット				
四二〇三・二九	特に運動用に製造したもの その他のもの 毛皮付きのもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの 革製のもの コンポジションレザー製のもの その他のもの		X		
四二〇三・三〇	ベルト及び負い革 毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの その他のもの	一六%	X	B	10

四二〇三・四〇 四二〇五・〇〇	<p>その他の衣類附属品</p> <p>その他の革製品及びコンポジションレザー製品</p> <p>機械用その他の技術的用途に供する種類のもの</p> <p>ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー</p> <p>その他のもの</p>		X
四二〇六・〇〇	<p>腸、ゴールドビーターズスキン、ぼうこう又は臍^{けん}の製品</p>	<p>一八%</p> <p>三・三%</p> <p>一〇%</p>	X B7 B7 B7
<p>第四三類</p> <p>四三・〇一</p> <p>四三〇一・一〇</p> <p>四三〇一・三〇</p> <p>四三〇一・六〇</p> <p>四三〇一・八〇</p>	<p>毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品</p> <p>原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）</p> <p>ミンクのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）</p> <p>子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）</p> <p>きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）</p> <p>その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）</p>		A A A X

四三〇一・九〇	<p>頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの</p> <p>ミンクのもの</p> <p>その他のもの</p>	A X
四三・〇二	<p>なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）</p>	X X X
四三・〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品	X
四三〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品	X
第四四類	木材及びその製品並びに木炭	A
四四・〇一	<p>のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）</p> <p>薪材並びにチップ状又は小片状の木材</p>	A
四四・〇二	<p>木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）</p>	A
四四・〇三	<p>木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）</p>	A
四四・〇四	<p>たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）</p> <p>木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）</p> <p>及びチップウッドその他これに類するもの</p>	A

四四〇五・〇〇	木毛及び木粉		
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用の枕木		A
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）		A
四四〇七・一〇	針葉樹のもの		
	まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グラウンドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）又はとうひ属（シトカスプルースを除く。）のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）		B
	その他のもの		10
	熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの		A
四四〇七・二一	マホガニー（スウイエテナ属のもの）		A
四四〇七・二二	バイロラ、インブイア及びバルサ		A
四四〇七・二五	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ		A
四四〇七・二六	ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラ		A
	ン		A
四四〇七・二七	サペリ		A
四四〇七・二八	イロコ		A
四四〇七・二九	その他のもの		A
	その他のもの		A

四四〇七・九一	オーク（コナラ属のもの）のもの	A
四四〇七・九二	ビーチ（ブナ属のもの）のもの	A
四四〇七・九三	かえで（カエデ属のもの）のもの	A
四四〇七・九四	桜（サクラ属のもの）のもの	A
四四〇七・九五	とねりこ（トネリコ属のもの）のもの	A
四四〇七・九九	その他のもの	A
四四・〇八	化粧貼り用单板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用单板、これらに類する積層木材用单板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のもに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A
四四・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A
四四〇九・一〇	針葉樹のもの	A
四四〇九・一一	針葉樹以外のもの	
	竹製のもの	
	引抜材	
	玉縁及び繰形	七・五%
	その他のもの	三・六%

四四〇九・二九	その他のもの	A
四四・一〇	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（OSB）その他これに類するボード（例えば、ウエファアボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。） 木材のもの	
四四一〇・一一	パーティクルボード	A
四四一〇・一二	オリエンテッドストランドボード（OSB） 板状のもの	六% B 3
四四一〇・一九	その他のもの	五% B 3
四四一〇・九〇	その他のもの	A
四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。） 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	二・六% B 5
四四・一二	竹製のもの	
四四一二・一〇	合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。） その他のもの	六% B 5
	その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）	X

四四・二・三一	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの	
四四・二・三二	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	X
四四・二・三九	その他のもの	X
	その他のもの	
四四・二・九四	ブロックボード、ラミンボード及びバツテンボード	六% B5
四四・二・九九	その他のもの	六% B5
四四・三・〇〇	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）	A
四四・四・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	A
四四・一・五	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブル ドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパ レット枠	A
四四・一六・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びお け材を含む。）	A
四四・一七・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	A
四四・一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけ ら板を含む。）	A
四四・一八・一〇	窓及びフランス窓並びにこれらの枠	A
四四・一八・二〇	戸及びその枠並びに敷居	A
四四・一八・四〇	コンクリート型枠	A
四四・一八・五〇	こけら板	A

<p>四四・二一 四四二一・一〇 四四二一・九〇</p>	<p>る製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具 その他の木製品 衣類用ハンガー その他のもの 竹製のくし その他のもの</p>	<p>一〇%</p>	<p>A B 15 A</p>
<p>第四五類</p>	<p>コルク及びその製品</p>		<p>A</p>
<p>第四六類 四六・〇一 四六〇一・二一 四六〇一・二二 四六〇一・二九</p>	<p>わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物 さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであってシート状のもの（最終製品（敷物・壁掛等）であるかないかを問わない。） 敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。） 竹製のもの とう製のもの その他のもの いぐさ（ユンクス・エフス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの</p>	<p>六%</p>	<p>B 10 A A</p>

四六〇一・九二	その他のもの	
四六〇一・九三	竹製のもの	
四六〇一・九四	とう製のもの	
	その他の植物性材料製のもの	
	むしろ、こも、アンペラ及びさなだその他これに類する組物材料から成る物品 (ストリップ状であるかないかを問わない。)	
	その他のもの	
	いぐさ(ユンクス・エフスス)製又は七島い(キューペルス・テゲテイフォル ミス)製のもの	六%
	その他のもの	B 5
四六〇一・九九	その他のもの	A A
四六・〇二	籠細工物、枝条細工物その他の製品(組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一 項の物品から製造したものに限り)及びへちま製品	
	植物性材料製のもの	
四六〇二・一一	竹製のもの	A
四六〇二・一二	とう製のもの	A A
四六〇二・一九	その他のもの	A
	瓶用のわらづと	
	その他のもの	

<p>四六〇二・九〇</p>	<p>その他のもの 畳床 その他のもの 畳（厚さが八ミリメートル以上、面積が一平方メートル未満のもので、かつ、いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製の畳表を有するものに限る。） その他のもの</p>	<p>七・九%</p>	<p>A A B 5 A</p>
<p>第四七類</p>	<p>木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙</p>		<p>A</p>
<p>第四八類</p>	<p>紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品</p>		<p>A</p>
<p>第四九類</p>	<p>印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案</p>		<p>A</p>
<p>第五〇類 五〇〇一・〇〇 五〇〇二・〇〇</p>	<p>絹及び絹織物 繭（繰糸に適するものに限る。） 生糸（よつてないものに限る。） 野蚕のもの その他のもの</p>		<p>X A X</p>

第五六類	第五五類	第五四類	第五三類	第五二類	第五一類	五〇〇三・〇〇 五〇〇四・〇〇 五〇〇五・〇〇 五〇〇六・〇〇 五〇・〇七
ウオツディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	人造繊維の短繊維及びその織物	品 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	綿及び綿織物	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。） 絹糸（絹紡糸、絹紡糸及び小売用にしたものを除く。） 絹紡糸及び絹紡糸（小売用にしたものを除く。） 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす絹織物
A	A	A	A	A	A	A A A A A

第五七類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物					A
第五八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布					A
第五九類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品					A
第六〇類	メリヤス編物及びクロセ編物					A
第六一類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）					A
第六二類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）					A
第六三類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ毛布及び膝掛け					A
六三・〇一	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン					A
六三・〇二	カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドブラ					A
六三・〇三	ンス					A
六三・〇四	その他の室内用品（第九四・〇四項のものを除く。）					A
六三・〇五	包装に使用する種類の袋					A

<p>六三・〇六</p> <p>六三・〇七</p> <p>六三〇八・〇〇</p> <p>六三〇九・〇〇</p> <p>六三・一〇</p>	<p>ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セイルボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品</p> <p>その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）</p> <p>織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）</p> <p>中古の衣類その他の物品</p> <p>ぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）</p>		<p>A</p> <p>X A</p> <p>A A</p>
<p>第六四類</p> <p>六四・〇一</p> <p>六四・〇二</p> <p>六四・〇三</p> <p>六四〇三・一二</p> <p>六四〇三・一九</p>	<p>履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品</p> <p>防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）</p> <p>その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）</p> <p>履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）</p> <p>スポーツ用の履物</p> <p>スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ</p> <p>その他のもの</p>	<p>X X</p> <p>X X</p>	<p>X X</p>

第六八類	第六七類	第六六類	第六五類	<p>六四〇五・九〇 六四・〇六 六四〇六・一〇 六四〇六・二〇 六四〇六・九〇</p> <p>その他のもの 履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品 甲及びその部分品（芯を除く。） 本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。） その他のもの 革製のもの及び毛皮を使用したもの その他のもの 木製のもの その他の材料製のもの</p>	<p>三・四%</p>	<p>X</p>	<p>X</p>	<p>X</p>	<p>X</p>	<p>X</p>
第六八類	第六七類	第六六類	第六五類	<p>帽子及びその部分品</p>		A				
				<p>傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品</p>		A				
				<p>調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品</p>		A				
				<p>石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品</p>		A				

七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）	A
七〇・一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）	A
七〇一四・〇〇	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）	A
七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント	A
七〇・一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏貼りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス	A A
七〇・一七	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）	A
七〇・一八	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこ	A

<p>第七二類 七二・〇一 七二・〇二 七二〇二・一一</p>	<p>鉄鋼 銑鉄及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。） フェロアロイ フェロマンガ 炭素の含有量が全重量の二%を超えるもの</p>		A	B 10
<p>第七一類</p>	<p>天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</p>		A	
<p>七〇・一九 七〇二〇・〇〇</p>	<p>ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物） その他のガラス製品</p>		A A	
<p>七〇一八・一〇 七〇一八・二〇 七〇一八・九〇</p>	<p>これらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。） ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨 ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。） その他のもの 貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの その他のもの</p>		A X A X	

七二〇二・一九	その他のもの フェロシリコン	
七二〇二・二一	けい素の含有量が全重量の五五%を超えるもの	
七二〇二・二九	その他のもの	
七二〇二・三〇	フェロシリコマンガ ン フェロクロム	A A A
七二〇二・四一	炭素の含有量が全重量の四%を超えるもの	A
七二〇二・四九	その他のもの	A
七二〇二・五〇	フェロシリコクロム	A
七二〇二・六〇	フェロニッケル	A
七二〇二・七〇	フェロモリブデン	A
七二〇二・八〇	フェロタングステン及びフェロシリコタングステン	A A
七二〇二・九一	その他のもの フェロチタン及びフェロシリコチタン	A
七二〇二・九二	フェロバナジウム	X
七二〇二・九三	フェロニオブ	A A
七二〇二・九九	その他のもの 鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が九九・九四%以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。）	A A
七二・〇三	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット	
七二・〇四		A A
		六・三% B 10

七二・〇五	鉄鉄、スपीゲル又は鉄鋼の粒及び粉	A
七二・〇六	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。）	A
七二・〇七	鉄又は非合金鋼の半製品	A
七二・〇八	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	A
七二・〇九	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	A
七二・一〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	A
七二・一一	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	A
七二・一二	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	A
七二・一三	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	A
七二・一四	鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじったものを含む。）	A
七二・一五	鉄又は非合金鋼のその他の棒	A
七二・一六	鉄又は非合金鋼の形鋼	A
七二・一七	鉄又は非合金鋼の線	A
七二・一八	ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	A

七四〇三・一一

陰極銅及びその切断片

課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの

七四〇三・一二

ワイヤバー

課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの

課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの

一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額（その率が三%の従価税率より高いときは、当該従価	B 10
一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額（その率が三%の従価税率より高いときは、当該従価	A
一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額（その率が三%の従価税率より高いときは、当該従価	B 10

七四〇三・一三	七四〇三・一九
---------	---------

課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの
ビレット

課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの

課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの
その他のもの

課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの

税率)	税率)
A	B
一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額 (その率が三%の従価税率)	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額 (その率が三%の従価税率)
A	B
10	10

七四〇九・四〇	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	A
七四〇九・九〇	その他の銅合金のもの	A
七四・一〇	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏貼りしてあるかないかを問わない。）	A
七四・一一	銅製の管	A
七四一一・一〇	精製銅のもの	A
七四一一・二一	銅合金のもの	A
七四一一・二二	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	A
七四一一・二三	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	A
七四一一・二九	その他のもの	A
七四・一二	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	A
七四一三・〇〇	銅製のより線、ケーブル、組みもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	A
七四・一五	銅製のくぎ、びょう、画びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品	A
七四・一八	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛	A
	三%	B
		3

七四・一九	生用品及びその部分品（銅製のものに限る。） その他の銅製品		A A
第七五類	ニッケル及びその製品		A
第七六類	アルミニウム及びその製品		A
第七八類 七八・〇一 七八〇一・一〇	鉛及びその製品 鉛の塊 精製鉛 課税価格が一キログラムにつき一八〇円以下のもの	一キログラム につき、課税 価格と一八〇 円との差額 (その率が一 キログラムに つき二円七〇 銭の従量税率 より高いとき は、当該従量	B 10

<p>七八〇一・九一 七八〇一・九九 七八〇二・〇〇 七八・〇四 七八〇六・〇〇</p>	<p>課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの その他のもの 含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの その他のもの 鉛のくず 鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク その他の鉛製品</p>	<p>税率)</p>
<p>第七九類 七九・〇一 七九〇一・一一</p>	<p>亜鉛及びその製品 亜鉛の塊 亜鉛（合金を除く。） 亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの 課税価格が一キログラムにつき二五〇円以下のもの</p>	<p>一キログラム につき、課税 価格と二五〇 円との差額 （その率が一 キログラムに つき四円三〇</p>
<p>B 10</p>	<p>A A A A A A</p>	

七九〇一・二〇	七九〇一・一二
---------	---------

課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの
 課税価格が一キログラムにつき二五〇円以下のもの
 亜鉛合金
 アルミニウムの含有量が全重量の二%を超えるもの

一キログラム	A	一キログラム	B
B	10	A	10

第八三類	第八二類	第八一類	第八〇類	七九〇二・〇〇 七九・〇三 七九〇四・〇〇 七九〇五・〇〇 七九〇七・〇〇	<p>その他のもの</p> <p>亜鉛の含有量が全重量の九五%以上のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>亜鉛のくず</p> <p>亜鉛のダスト、粉及びフレーク</p> <p>亜鉛の棒、形材及び線</p> <p>亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく</p> <p>その他の亜鉛製品</p>	<p>○銭</p> <p>につき四円三</p>
各種の卑金属製品	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	すず及びその製品		<p>○銭</p> <p>一キログラム</p> <p>につき四円二</p>	
A	A	A	A	A A A A A A	B 10	

第八四類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品		A
第八五類	<p>電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>電動機及び発電機（原動機とセットにした発電機を除く。）</p> <p>発電機（原動機とセットにしたものに限る。）及びロータリーコンバーター</p> <p>第八五・〇一項又は第八五・〇二項の機械に専ら又は主として使用する部分品</p> <p>トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター</p> <p>電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド</p> <p>一次電池</p> <p>蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わない。）</p> <p>真空式掃除機</p> <p>家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限るものとし、第八五・〇八項の真空式掃除機を除く。）</p> <p>かみそり、バリカン及び脱毛器（電動装置を自蔵するものに限る。）</p> <p>火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器（例え</p>	<p>A A A A A A A A A A</p>	

八五・二二	電機式の照明用又は信号用の機器（第八五・三九項の物品を除く。）、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置（自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。）	A
八五・二三	携帯用電気ランプ（内蔵したエネルギー源（例えば、電池及び磁石発電機）により機能するように設計したものに限るものとし、第八五・一二項の照明用機器を除く。）	A
八五・二四	工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）	A
八五・二五	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。）、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。）及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器	A
八五・二六	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壤加熱器、電熱式の調髪用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて）及び手持用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第八五・四五項のものを除く。）	A
八五・二七	電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例え	A

八五・一八	<p>ば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN）用の通信機器を含む。）（第八四・四三項、第八五・二五項、第八五・二七項及び第八五・二八項の送受信機器を除く。）</p> <p>マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置</p>	A
八五・一九	<p>音声の記録用又は再生用の機器</p>	A
八五・二一	<p>ビデオの記録用又は再生用の機器（ビデオチューナーを自蔵するかしないかを問わない。）</p>	A
八五・二二	<p>部分品及び附属品（第八五・一九項又は第八五・二二項の機器に専ら又は主として使用するものに限る。）</p>	A
八五・二三	<p>ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第三七類の物品を除く。）</p>	A
八五・二五	<p>ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー</p>	A
八五・二六	<p>レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器</p>	A
八五・二七	<p>ラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機</p>	A

八五・二八	器又は時計と結合してあるかないかを問わない。） モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びに テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは 再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）	A
八五・二九	第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	A
八五・三〇	鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通 管制用の電気機器（第八六・〇八項のものを除く。）	A
八五・三一	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警 報器及び火災警報器。第八五・一二項又は第八五・三〇項のものを除く。）	A
八五・三二	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー	A
八五・三三	電気抵抗器（可変抵抗器及びポテンシオメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除 く。）	A
八五三四・〇〇	印刷回路	A
八五・三五	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、 電圧リミッター、サージ抑制器、プラグその他の接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇 〇〇ボルトを超えるものに限る。）	A
八五・三六	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、 サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電 圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）並びに光ファイバー（束にしたものを含 む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子	A

八五・三七	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（第九〇類の機器を自蔵するものを含み、第八五・三五項又は第八五・三六項の機器を二以上装備するものに限る。）及び数値制御用の機器（第八五・一七項の交換機を除く。）	A
八五・三八	第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	A
八五・三九	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）並びにアーク灯	A
八五・四〇	熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したものの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）	A
八五・四一	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード及び圧電結晶素子	A
八五・四二	集積回路	A
八五・四三	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	A
八五・四四	電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）	A
巻線		

八五四四・一一	銅のもの	四・八%	B 10
八五四四・一九	その他のもの	四・八%	B 10
八五四四・二〇	同軸ケーブルその他の同軸の電気導体		A
八五四四・三〇	点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）		A
	その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）		A
八五四四・四二	接続子を取り付けてあるもの		A
八五四四・四九	その他のもの		A
八五四四・六〇	その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）		A
八五四四・七〇	光ファイバーケーブル		A
八五・四五	炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの（電気的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかなにかを問わない。）		A
八五・四六	がい子（材料を問わない。）		A
八五・四七	電気機器の電気絶縁用物品（成形中に金属製のさ細な部分（例えば、ねじを切ったソケット）を専ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、第八五・四六項のがい子を除く。）並びに電線用導管及びその継手（卑金属製のもので絶縁材料を内貼りしたのものに限る。）		A
八五・四八	一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）		A

第九〇類	第九一類	第九一・〇一	第九一・〇二	第九一・〇三	第八六類	第八七類	第八八類	第八九類
光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	時計及びその部分品 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を貼った金属を使用したものに限る。） 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。） 時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）				鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	船舶及び浮き構造物
A	A	A	A	A	A	A	A	A

九一〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）	
九一・〇五	その他の時計（携帯用時計を除く。）	A A
九一・〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）	A
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）	A
九一・〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）	A A
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）	A
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント	A A
九一・一一	携帯用時計のケース及びその部分品	A
九一・一二	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品	A
九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品	A
九一・一三・一〇	貴金属製又は貴金属を貼った金属製のもの	A A
九一・一三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。）	A
九一・一三・九〇	その他のもの	X
	革製又はコンポジションレザ製のもの	
	その他のもの	

九一・一四	<p>二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を除く。）から構成されるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他の時計の部分品</p>	A A X
第九二類	<p>楽器並びにその部分品及び附属品</p>	A
第九三類	<p>武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>軍用の武器（拳銃及び第九三・〇七項の武器を除く。）</p> <p>拳銃（第九三・〇三項又は第九三・〇四項のものを除く。）</p> <p>その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの（例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ベリー氏式拳銃その他の信号せん光筒発射用に設計した器具、空包用拳銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索発射銃）</p> <p>その他の武器（例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃及びこん棒。第九三・〇七項の物品を除く。）</p> <p>第九三・〇一から第九三・〇四項までの物品の部分品及び附属品</p> <p>拳銃のもの</p> <p>第九三・〇三項の散弾銃又はライフルのもの</p> <p>その他のもの</p>	A A
九三・〇一 九三・〇二・〇〇 九三・〇三		A A
九三・〇四・〇〇		A
九三・〇五 九三・〇五・一〇 九三・〇五・二〇		A A A
九三・〇五・九一	<p>第九三・〇一項の軍用の武器のもの</p>	A

<p>九三〇五・九九</p> <p>その他のもの</p> <p>革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>爆弾、手りゆう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。）</p> <p>刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや</p>	<p>八・二%</p>	<p>A B 10</p>
<p>第九四類</p> <p>九四〇七・〇〇</p>	<p>家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</p> <p>腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品</p> <p>航空機に使用する種類の腰掛け</p> <p>自動車に使用する種類の腰掛け</p> <p>回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）</p> <p>腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）</p> <p>とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け</p>	<p>A A A A</p>	<p>A A</p>
<p>九四〇一・一〇</p> <p>九四〇一・二〇</p> <p>九四〇一・三〇</p> <p>九四〇一・四〇</p>			

九四〇一・五一	竹製又はとう製のもの	A
九四〇一・五九	その他のもの	A
九四〇一・六一	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）	A
九四〇一・六九	アップホルスターのもの	A
九四〇一・七一	その他のもの	A
九四〇一・七九	アップホルスターのもの	A
九四〇一・八〇	その他の腰掛け	A
九四〇一・九〇	革製のもの	X
九四〇二	その他のもの	A
九四〇三	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用椅子）及び理髪用椅子その他これに類する椅子で回転し、傾斜し、かつ、上下するた	A
九四〇四	めの機構を有するもの並びにこれらの部分品 その他の家具及びその部分品 寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プ フ及び枕。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及び セルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかな いかを問わない。）及びマットレスサポート	A

九四・〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーション、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）		A A
九四〇六・〇〇	プレハブ建築物		A A
第九五類	玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品		A
第九六類 九六・〇一	雑品 アイボリー、骨、亀の甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限り。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）		A
九六〇二・〇〇	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限り。）及び製品（これらの材料から製造したものに限り。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジジン又はモデリングペーストから製造したものに限り。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品		A
九六・〇三	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し		A

九六〇四・〇〇	又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。） 手ふるい	A A
九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）	X
九六・〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク	A A
九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品	A
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）	A
九六・〇九	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆の芯、パステル、図画用木炭、テールラスチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	A
九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	A
九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションステイック及びこれを有する手動式印刷用セット	A
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方	A

第九七類	<p>九六一四・〇〇 九六・一三 九六・一五 九六・一六 九六一七・〇〇 九六一八・〇〇 九六一九・〇〇</p>	<p>法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。)及びインキパッド(インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。) たばこ用ライターその他のライター(機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。) 及びその部分品(着火石及び芯を除く。) 喫煙用パイプ(パイプボールを含む。)、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品 くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品(第八五・一六項の物品を除く。)及びこれらの部分品 香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド 魔法瓶その他の真空容器(ケース入りのものに限る。)及びその部分品(ガラス製の内部容器を除く。) マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの 生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品(材料を問わない。)</p>	<p>A A A A A A A A A</p>	<p>美術品、収集品及びびこつとう</p>
------	--	---	--------------------------	-----------------------

(第三編は、モンゴル語及び英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。)